

令和3年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第90号】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正
する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について ······ 1

2 【議案第95号】

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例案について ······ 3

《所管事項説明》

1 「令和3年版成果レポート（案）」について ······	別冊
2 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定について ······	4
3 障がい者スポーツの推進について ······	11
4 「みえ子どもスマイルレポート」<令和3年度版>（三重県子ども条例、 子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について ······	14
5 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について ······	17
6 児童虐待防止の取組について ······	23
7 令和4年度社会福祉施設等整備方針について ······	26
8 令和2年度社会福祉法人等指導監査の結果等について ······	44
9 各種審議会等の審議状況の報告について ······	47

《別冊》

- ・（別冊1）令和3年版成果レポート（案）【子ども・福祉部 拠点版】
- ・（別冊2）みえ子どもスマイルレポート<令和3年度（2021年度）版>
- ・（別冊3）令和2年度 指導監査等結果報告書

令和3年6月22日
子ども・福祉部

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ①三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）
- ②三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）
- ③三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条）
- ④三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条）
- ⑤三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第5条）
- ⑥三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第6条）
- ⑦三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第7条）
- ⑧三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条）
- ⑨三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第9条）
- ⑩三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条）

3 主な改正内容

（1）障害福祉サービス事業所・施設等の運営基準に係る内容

- ア 事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする。
- イ 利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

(2) 児童福祉施設の従業者に係る内容

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいて、医療的ケアを行う場合に配置が義務付けられている看護職員について、医療機関等との連携により看護職員の訪問を受ける場合や、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し当該登録を受けた者が行う場合等は、看護職員を置かないことができるものとする。

4 施行期日

令和3年7月1日

2 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、救護施設等における就業環境の整備等の規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) ハラスメント対策の強化

ハラスメントの防止を図るため、職場におけるハラスメントを防止するため必要な措置を講じることを義務付ける。

(2) 感染症・非常災害対策の強化

ア 感染症や非常災害の発生時に利用者に対する適切な処遇を継続し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定、従業員への同計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施を義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで、令和3～5年度は努力義務化）

イ 非常災害に備えるための訓練を実施するにあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 施行期日

令和3年8月1日

【所管事項説明】

2 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定について

1 計画策定の趣旨

ひきこもりについては、少子高齢化や核家族化など社会構造の変化や人々の価値観の多様化が背景にあり、また不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み等さまざまな事情が関係していることが考えられ、いわゆる「8050問題※」に象徴されるように、その課題が複雑化・複合化、長期化している実態があります。

また、ひきこもり状態にある方やその家族は、地域のつながりが希薄化する中で、地域が持つ課題解決力に頼ることもできず、従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の行政サービスでは対応が難しく、制度の狭間で社会から孤立していますが、その実態や支援ニーズを十分に把握できていない状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、ひきこもりがこれまで以上に深刻な課題に発展する可能性があります。

このような中で、令和2年6月の社会福祉法改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、アウトリーチ（訪問型）支援を含む断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され（令和3年4月施行）、県内では5市町が実施しています。

本県としては、この機をとらえ、本年度中にひきこもり支援に特化した計画を策定し、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、ひきこもり支援を総合的に推進していくこととします。

併せて、市町に対して、ひきこもり支援における課題解決手法が各種福祉施策の課題解決にも寄与することを周知していきます。

※8050問題

子どものひきこもりの状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢化により収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして家族が経済的に孤立・困窮する問題。象徴的な年代として「80代の老親と50代のひきこもりの子」を意味している。

2 計画の位置づけ

ひきこもりに特化した新たな計画は、県内におけるひきこもりの実態把握等をふまえ、めざす社会像等を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

また、令和2年度からスタートした地域福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」の考え方（「みんな広く包みこむ地域社会 三重」）を踏襲しながら、ひきこもり支援のための指針として位置付けます。

3 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

4 基本的な考え方

（1）計画の支援対象者

おおむね15歳以上（中学校卒業後）で、ひきこもり状態にある者およびその家族であって、支援を必要とする方

＜ひきこもりの定義＞

- ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、原則6か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態の者。
- ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物や趣味の用事など他者と交わらない形で外出することがある者。

（2）ひきこもりに係る現状と課題

県内におけるひきこもりに係る現状と課題について、令和2年度に実施した相談支援機関へのアンケート調査結果（※）等から、以下のとおり整理しました。

※調査結果については、別添参照。

なお、本年度実施する民生委員・児童委員へのアンケート調査結果等についても反映していく予定です。

① 相談支援の充実・強化等

・ひきこもり当事者は、自ら相談に赴くことが難しく、福祉サービスにつながりにくい状況があることから、ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるための相談支援のあり方や潜在的な当事者へのアプローチについて検討していく必要があります。

② 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援

・ひきこもり支援にあたっては、ひきこもり当事者やその家族の意向や状況に応じ、寄り添った支援が求められることから、相談、社会参加、就労等というそれぞれの段階に応じた支援とともに、相談支援から、安心して社会参加できる場の提供等へつなげていくという継続性のある支援を行っていく必要があります。

③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり

・ひきこもり支援に資する社会資源が十分整っていないことから、ひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関（国・県・市町・民間団体等）の役割・連携のあり方、当事者が安心して過ごせる新たな「居場所」づくりなどを検討していく必要があります。

- ・ひきこもり当事者やその家族に最も身近な支援機関である市町における包括的な支援体制の方向性や、先を急がない継続可能な支援などについて検討していく必要があります。
- ・ひきこもりの実態調査結果をもとに、地域特性をふまえた支援について、検討していく必要があります。

④ ひきこもりに関する理解促進

- ・地域社会におけるひきこもりに関する理解が進んでいないことから、県民の皆さんをはじめ、事業者、民間団体に対して、ひきこもりに関する理解の促進、普及啓発等を行っていく必要があります。

⑤ 多様な担い手の育成・確保

- ・ひきこもり当事者のニーズが変化していく中で、アウトリーチ支援等の支援ニーズに対応する人材が十分に確保されていないことから、求められる人材の資質向上など多様な担い手の育成および確保を図っていく必要があります。

⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応

- ・ひきこもり状態は、「不登校」から始まっているものや、「人間関係や職場での悩み」をきっかけにするものが少なくないことから、教育・医療・保健・福祉・雇用等の分野を超えた連携強化を図り、ひきこもり状態を長期化させないための対策を講じていく必要があります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が収束しない中で、社会へ出る意欲を持ち始めていた方が、意欲減退し、支援が中断されることのないよう、対策を講じていく必要があります。

(3) 基本理念（めざす姿）

ひきこもりに係る課題は複雑化・複合化、深刻化していることから、ひきこもりという現象を抜本的に解消するためには、個別の事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から、未来のあるべき社会の姿を俯瞰したうえで、社会全体として、継続的な支援策を打ち出していかなければなりません。

そこで、おおむね10年先を見据えた、将来のめざす社会像をイメージしたうえで、3年後の目標（めざす姿）をお示しすることとします。

① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、希望をもって安心して暮らせる社会」

(主旨)

ひきこもり当事者を支援する際に不可欠な条件は、「安全・安心な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」です。

そこで、ひきこもり当事者をはじめ県民の皆さんがあまとまな課題に直面してもいつでも安心して避難でき、そこからいつでもやり直せる、気軽に小休止できるような居場所・人など受け皿を増やしていくことで、当事者が、社会(他者)から「あなたはありのままでいいよ」という共感を得て、社会との“つながり”を取り戻し、多様な生き方を選択できる環境を、オール三重でつくっていこうという思いを込めました。

② 3年後の目標（めざす姿）

「県民の皆さんのがんこもりに対する理解が深まり、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりが進むことで、個人・家族・社会の3つの領域の“つながり”の中で、当事者等が明日への希望をもって生活しています。」

(主旨)

「ひきこもり状態は、つきつめると対人関係に問題があるとされ、個人・家族・社会の3つの領域で、何らかの悪循環が生じている(ひきこもりシステム)ため、3つの領域のシステムが相互に接し合って連動している状態にすることが必要である」とされています。

※筑波大学医学医療系社会精神保健学部 斎藤環教授の考え方を引用。

そこで、『ひきこもりは特別なことではない、誰にでもおこりうることである』という、県民の皆さんのがんこもりに対する理解を深めるとともに、当事者・家族・社会の領域相互に接点をつくり、“つながり”を取り戻していく中で、当事者やその家族が明日への希望をもって自分らしい生活を送ることができるよう、当事者等に寄り添った切れ目のない支援体制をつくっていくという思いを込めました。

(4) 施策展開にあたって重視すべき視点

① 「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点

ひきこもりに係る課題は、複雑化・複合化、長期化していることから、状況把握、相談支援、社会参加、就労支援という支援段階ごとの「課題解決型」の支援に加え、”つながり”を大切にする「伴走型」の継続的な支援を進めいく必要があります。

② 「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点

ひきこもり当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」を重視していく必要があります。併せて、ひきこもり支援に係る情報が当事者に十分に周知されていないことから、「情報を届けるアウトリーチ」も進めていく必要があります。

③ 「ひきこもり状態を長期化させない」視点

中高年のひきこもり当事者が多くみられ、ひきこもり状態の長期化が課題になっていることから、ひきこもり状態を早期に発見し、「長期化させない」という視点を重視していく必要があります。

④ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点

デジタル技術を活用することで、新たな“つながり”が生まれることにより、ひきこもりに係る複雑化、深刻化する課題が解消され、ひきこもり当事者が社会とつながる意欲をもち、よりよい生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。

⑤ 「専門的支援」と「側面支援」の視点

広域自治体としての県の役割をしっかりと意識し、福祉、保健等分野における「専門的支援」を重視するとともに、県民の皆さんに最も身近な支援機関である市町や関係団体が行う取組を「側面支援」していく必要があります。

5 今後の策定スケジュール

令和3年 6月～ 民生委員・児童委員へのアンケート調査実施

9月頃 推進委員会で協議（骨子案）

社会福祉審議会で説明（骨子案）

10月 県議会常任委員会で説明（骨子案）

11月頃 推進委員会で協議（中間案）

12月 県議会常任委員会で説明（中間案）

パブリックコメント実施

令和4年 1月頃 社会福祉審議会で説明（中間案）

2月頃 推進委員会で協議（最終案）

3月 県議会常任委員会で説明（最終案）

計画の策定

相談支援機関へのアンケート調査

【調査期間】

令和3年1月中旬～2月上旬

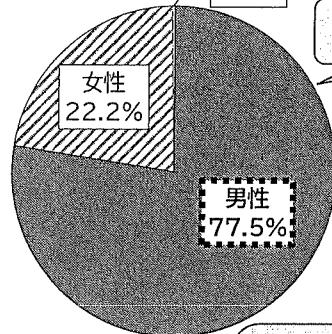
【調査内容】

- ・県内の相談支援機関72(ひきこもり地域支援センター、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、保健所、医療機関等)に対して実施
- ・360ケースの報告(回収率72%)

現在の年齢(回答数=360)

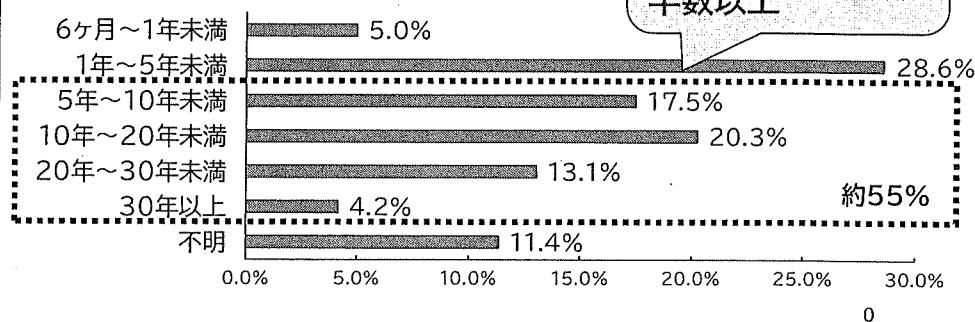
20代～50代が、全体の9割を占める	
10代	6.1%
20代	19.7%
30代	28.9%
40代	19.7%
50代	20.6%
60歳以上	2.8%
不明	2.2%

性別(回答数=360)



男性が約8割

ひきこもり期間(回答数=360)



ひきこもり期間が5年以上の人が半数以上

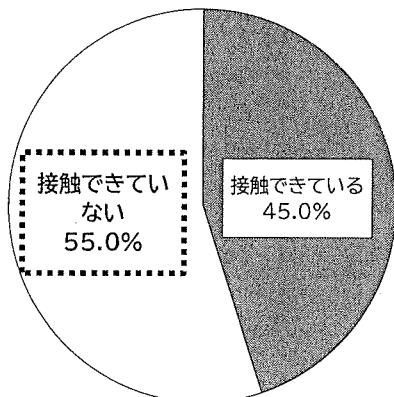
【当事者との接触】

ひきこもり当事者と相談機関が接觸できていないケースが55%

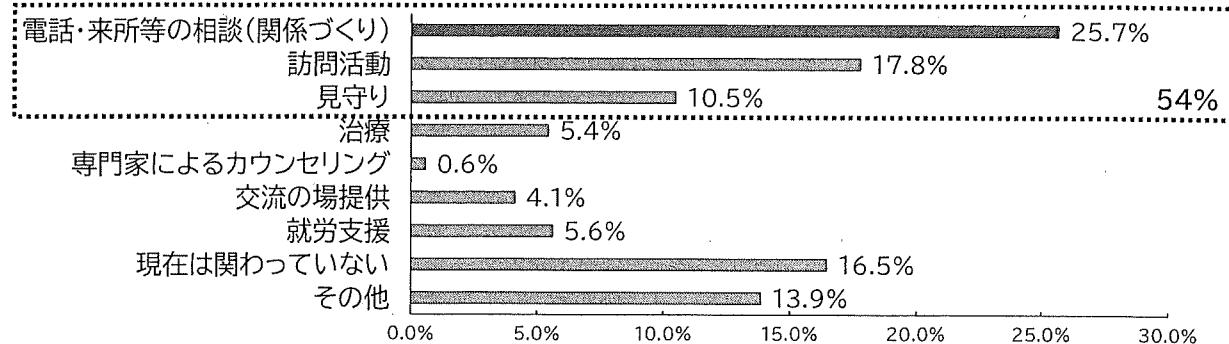
相談機関は当事者と接觸はできているか
(対面でなくとも、電話等も含む)(回答数=360)

【支援等の内容】

- ・電話・来所等の相談 25.7%
- ・訪問活動 17.8%
- ・見守り 10.5%
- 支援は、相談支援が54%



当事者に対する支援等の内容(複数回答可:回答数=534)



【相談者】

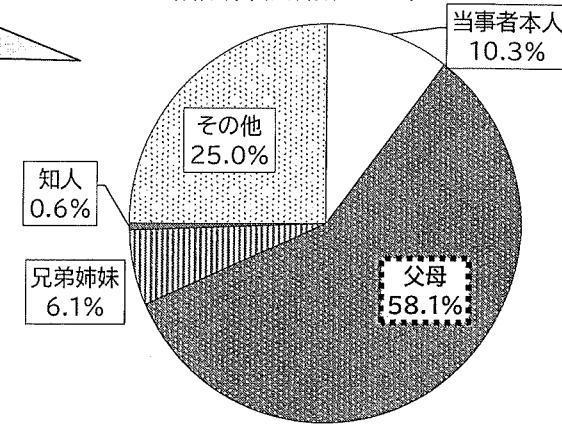
- ・父母 58.1%
- ・当事者本人 10.3%

父母からの相談が当事者本人を大幅に上回り、半数以上

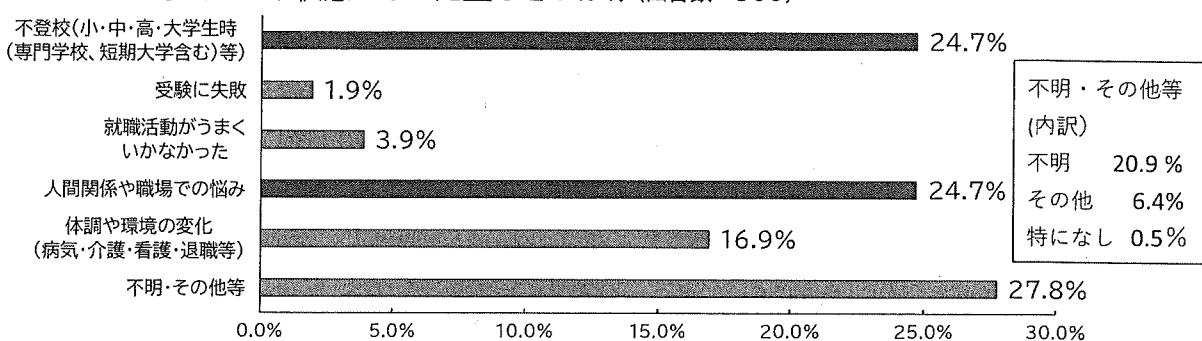
【ひきこもり状態になったきっかけ】

- ・不登校 24.7%
- ・人間関係や職場での悩み 24.7%

相談者(回答数=360)



ひきこもり状態となった主なきっかけ(回答数=360)



2

【相談機関の自由意見】

相談支援の困難さ

- ・相談窓口・居場所の周知が不十分である。
- ・ひきこもり状態にある当事者が来所相談を行うことは難しく、自宅への訪問支援が有効であるが、支援は長期化する傾向にあり、数年単位で継続した支援が必要である。
- ・家族は早期の解決を望んでいるが、当事者との思いにギャップが生じている。

社会資源の活用や整備

- ・アウトリーチによる支援も重要視されているが、それらを行う人材・財源が不足。

地域社会の理解促進

- ・社会全体がまだ、ひきこもり状態の人に対し冷たい部分があるので、企業や事業所、地域団体に対してひきこもりについての理解が求められる。

教育と医療・福祉等との連携

- ・学生時代からの不登校から始まっているものが少なくなく、教育や児童福祉の中で適切な支援がされておらず、長期化・複雑化してからの相談は、困難なことが多い。

新型コロナウイルス感染症の影響

- ・社会へ出る意欲を持ち始めていた方が、コロナ感染の不安や外出制限がかかったことで、意欲減退となり、支援の中止をせざるを得ないことが数例あった。

3

3 障がい者スポーツの推進について

1 経緯

スポーツを通じて、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がいに対する理解を深めるため、障がい者スポーツの裾野の拡大を図ってきました。

特に、本年の東京 2020 パラリンピックと三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）の開催を好機ととらえ、出場選手の活躍が更なる裾野拡大につながるよう、障がい者団体および障がい者スポーツ関係者と協力しながら、取組を進めてきたところです。

2 取組状況

(1) 障がい者スポーツの普及・啓発

障がい者スポーツの普及・啓発に向けて、競技別の障がい者スポーツ教室やふれあいスポレク祭、県障がい者スポーツ大会等を県民の皆さんに広く周知しながら毎年開催してきました。

また、県内各地において小中学校や社会福祉協議会等が開催する障がい者スポーツ体験会やスポーツイベントに、指導者を派遣したり、スポーツ用具の貸し出しを行うなど積極的に支援してきました。

さらに、三重とこわか大会から正式競技となるボッチャの認知度の向上と普及を図るための体験会を、県内各地でのイベント等に合わせて開催するなど、大会競技の認知度向上等にも努めてきたところです。

(2) 競技団体・選手の育成・支援

競技団体の育成については、障がい者団体や特別支援学校の協力を得て選手の募集や各種目のチーム結成に取り組んできました。その結果、平成 23 年度末の 4 競技、4 チームから、平成 27 年度には、7 競技、12 チームに拡大し、全国障害者スポーツ大会で正式競技とされている、すべての団体競技において三重県のチームが結成され、「三重とこわか大会」では、全団体競技に三重県のチームが出場することになりました。

また、選手の育成については、県を代表する選手の育成指定を行い、大会の出場枠 306 人に対し、令和 2 年度末で 298 人を選手として指定し、各競技団体と連携し練習会の開催に取り組んだことで、大会出場をめざす選手の育成が進みました。

さらに、パラリンピック等の国内外の大会をめざす選手へのスポーツ医等による練習プログラムの提供や、競技別に強化指定を受けた選手に対して強化合宿や大会に参加する旅費の補助を行い、選手の支援を行いました。

（3）障がい者スポーツを支える人づくり

障がい者スポーツを支える人づくりについては、指導員等の養成に取り組み、令和2年度には、障がいについて理解し、相応する指導ができる障がい者スポーツ指導員に435人が登録され、人材が充実するとともに、障がいのある方が安心してスポーツに参加できる環境づくりが進みました。

3 今後の取組

（1）三重とこわか大会に向けて

三重とこわか大会において、県内の選手が活躍し、夢と感動を多くの県民に届けられるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染防止対策に十分留意しながら、三重県選手団の三重とこわか大会への派遣や、結団壮行式、解団式を実施します。

（2）成果の継承

三重とこわか大会に向けて高まってきた障がい者の社会参加の気運や障がい者スポーツに関わる人の広がりを、大会終了後も引き続き発展させていくことが必要です。

これまでの取組を生かし、競技団体や選手を広く県民のみなさんと一緒にになって支援するための仕組みづくりや、より身近なところでスポーツが体験できる場の創出について、三重県障がい者スポーツ協会等の関係団体のご意見をふまえながら、関係部局と連携して取り組んでまいります。

全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」実施競技及び育成指定状況

【個人競技】

競技	障がい区分	令和2年度 育成指定 選手数(名)	三重大会 出場枠(名)
1 陸上競技	身体・知的	52	59
2 水泳	身体・知的	15	17
3 アーチェリー	身体	4	4
4 卓球	身体(※)・知的・精神	29	25
5 フライングディスク	身体・知的	25	26
6 ボウリング	知的	23	12
7 ボッチャ	身体	8	6
個人計		156	149

(※)サウンドテーブルテニス(STT)を含む

【団体競技】

競技	障がい区分 【全12チーム】		令和2年度 育成指定 選手数(名)	三重大会 出場枠(名)
1 車いすバスケットボール	身体		9	12
2 グランドソフトボール	身体		17	15
3 バレーボール	身体	男	12	12
	身体	女	10	12
	知的	男	12	12
	知的	女	10	12
	精神		11	12
4 バスケットボール	知的	男	8	12
	知的	女	6	12
5 ソフトボール	知的		17	15
6 フットベースボール	知的		11	15
7 サッカー	知的		19	16
団体計		142	157	

個人・団体 合計	298	306
----------	-----	-----

【所管事項説明】

4 「みえ子どもスマイルレポート」<令和3年度版>（三重県子ども条例、子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）第15条の規定に基づく子ども施策にかかる年次報告と、「第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の実績等をとりまとめた年次報告で構成しています。

条例に基づく子ども施策の実施状況については、第11条から第14条にかかる取組を記載しています。

「スマイルプラン」については、11の重点的な取組ごとに、進展度、令和2年度の取組概要と成果、令和3年度の取組方向等を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊2 P 3～8）

（1）施策の基本となる事項にかかる取組（第11条）

「みえ出前トーク」（オンライン）で子ども条例について説明するなど、子どもの権利について学ぶ機会を提供したほか、児童相談所のアドボカシーにかかる取組やキッズ・モニターによるアンケート調査などを通じて、子どもが意見表明する機会の設定を行いました。

また、「みえの子ども『夢◇宣◇言』プロジェクト」や「高校生フェスティバル」などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員相互の連携による子育て支援の仕組みづくりの検討や、家庭教育応援Web講座の開設などにより、子どもの育ちを支える環境整備に取り組みました。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支えました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による突然の休校やさまざまな活動の自粛により、友人と会うことができなくなって戸惑う声や学習の進捗に不安を抱く声などが多く寄せられました。また、虐待やいじめなどの相談には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

（3）広報及び啓発（第13条）

子どもの育ちについて県民の皆さんのがんばりや理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するため取り組んでいます。e-モニターアンケートの結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」「名前だけは知っている」と回答した方は47.2%でした。引き続き、理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

(4) 子どもにかかる意識等の調査（第14条）

「みえ県民意識調査」において子どもを持つことや子どもの見守り等についての質問を設け、子どもや子育てにかかる意識等の把握を行っています。

(5) 令和3年度の取組

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、あらためて条例の理念と重要性の周知に取り組みます。

また、子どもの育ちや子育て家庭への応援が一層広がるよう、企業、団体等の活動をマッチングする取組を行うなど、さまざまな主体と連携して地域社会で子どもを育てる気運の醸成を図っていきます。

2 「みえ子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況

(別冊2 P 9~56)

(1) 取組状況と進展度等(別冊2 P 9~23)

令和2年度三重県経営方針において、少子化対策・子育て支援を注力する取組の一つに位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携して気運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めました。

11の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「目標」の達成度合いや実績等により総合的に判断したところ、「進んだ」が5項目、「ある程度進んだ」が4項目、「あまり進まなかった」が2項目となり、「進まなかった」はありませんでした。

2つの総合目標のうち、令和2年の合計特殊出生率（概数）は1.45で、令和元年の1.47から0.02減少しました。近年の婚姻率の低下、雇用情勢、子育て環境など、個々人を取り巻くさまざまな要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられます。

もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、令和2年度は56.2%で令和元年度より5.0ポイント増加しました。コロナ禍における子どもや子育て家庭への支援の広がりから、子どもへの関心が高まったことが理由として考えられます。

(2) 令和2年度の総括(別冊2 P 24)

2つの総合目標について、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は上昇して過去最高となったものの、合計特殊出生率は前年より低下しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの

機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受けています。三重県における令和2年の婚姻数（速報）は前年比で12.0%減少したほか、妊娠届出数は同5.6%減少、有効求人倍率（季節調整値）は同0.50減少などとなっており、結婚の希望がない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっています。

①令和2年度の取組結果

このような中、令和2年度においては、妊娠・出産にかかる不安等についてのオンラインや電話による相談窓口を設置したほか、分娩前のPCR検査への補助、感染した妊娠婦への専門家による支援体制の整備などを実施しました。

また、保育所をはじめ児童福祉施設の感染防止対策等に関する相談窓口を設置するとともに専門家等を派遣したほか、オンライン合同企業説明会の開催や高等学校における就職アドバイザーの増員、テレワークに関する相談窓口の設置やアドバイザー派遣などに取り組みました。

それらの結果により、11の重点的な取組のうち9項目が「進んだ」「ある程度進んだ」となり、より安心して子どもを生み育てやすい地域に向けて、一定前進したと考えられます。

一方、コロナ禍における外出自粛や人との接触機会の減少により、子どものストレスが高まったり、孤独・孤立を深める子育て家庭の増加や児童虐待のリスクが高まっていることが指摘されているほか、地域で子どもが家族以外の大人と関わる機会が減少していることも懸念されます。

そのため、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見や思いを表明する機会を確保することや、第二期子どもスマイルプランで掲げた「縁を育む、縁で支える」ことで、誰一人取り残さない社会をつくっていくことが必要です。

②令和3年度の取組

令和3年度はコロナ禍をふまえつつ、市町と連携した地域における出会いの機会の創出、不妊治療経験者等による支援体制整備、テレワークなど新たな働き方の普及、子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうよう切れ目のない支援に取り組みます。

また、三重県子ども条例の施行から10年となることを契機として、子ども自身が子どもの権利を学び、意見表明する機会をつくるほか、地域において子ども食堂などの支援が広がりつつあることをふまえ、企業・団体などさまざまな主体が子育てをさらに応援する機会をつくり、県民の皆さんとともに子どもや子育て家庭を温かく包み込む地域社会となるよう取り組んでいきます。

【所管事項説明】

5 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定しています。

プランの基本理念や取組方策に基づき、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

プロジェクト テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的生活習慣づくり

1 令和2年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。コロナ禍において休校や外出自粛により在宅時間が増えたことで、生活習慣が乱れがちになっている子どもの状況をふまえ、学習機会や情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的生活習慣づくりの取組を進めました。

(1) 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

3～5歳児を対象に「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう県内の保育所や幼稚園等において、家庭と連携した生活習慣チェックシートの活用を年3回実施しました。幼稚園の便り等で保護者にフィードバックし、親子で振り返る機会をもつなど家庭と連携して取り組みました。【子ども・福祉部】

小中学校においても、「みえの学力向上県民運動」および「読書習慣、生活習慣チェックシート」のチラシを配付するとともに、県内のコンビニ等の事業所にも配付し、児童・生徒の生活習慣等の確立に向けて、周知・啓発を図りました。

【教育委員会】

チェックシート実施状況	平成28年 5月	平成29年 5月	平成30年 5月	令和元年 5月	令和2年 5月
保育所や幼稚園等	85.8%	90.7%	89.0%	83.0%	82.2%

*保育所や幼稚園等の職員の感想

- ・チェックシートの結果を見ると、回数を重ねることで子どもや家庭の意識が向上していたり、自主的に取り組んだりしていることがわかる。
- ・親子で約束事を決める項目があり、親子のコミュニケーションにつながっている。
- ・各家庭により、保護者の意識や家庭での取り組み方に差があるので啓発を継続していきたい。

*保護者の感想

- ・目標を立てることにより、子どもができることが増えた。シートのおかげで子どもと楽しい時間が持てて嬉しかった。
- ・チェックシートに取り組むことで、子どもの成長を見つけたり、普段見過ごしている事柄に気づけたりして、生活を振り返ることができた。

(2) 家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

コロナ禍において、休校や在宅ワークの普及などにより、子どもと保護者が家庭で過ごす時間が長くなつたことから、家庭での子育てのヒントになるよう、ホームページ「みっぷる広場」を開設し、「家庭教育応援Web講座」内に、家庭教育の分野で活躍している方のコラムを掲載しました。

また、就学前後の子どもをもつ保護者に、「食べる」「寝る」「遊ぶ」の大切さや、幼少期における体験活動の大切さを知っていただけるよう「みっぷる広場」内に「みえ家庭教育応援リーフレット」を掲載するとともに、市町にもリーフレットを配付しました。【子ども・福祉部、教育委員会】

さらに、保護者同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」(妊娠期の家庭から小学生の子を持つ親を対象)について、就学時健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用をすすめ、保護者同士のつながりづくりを図るとともに、子育ての孤立感や就園就学の不安感などの軽減を図りました。(PTAとの連携によるスマイルワーク実施、3回：81人)【子ども・福祉部、教育委員会】

*スマイルワークに参加した保護者の感想

- ・初めて会うお母さん方と同じ悩みを共有できてほっとしました。
- ・コロナで交流が少ない中、貴重な時間でした。
- ・同じ保育所の人との交流しかなかつたのでよかったです。

2 課題

コロナ禍において、保護者と子どもが家庭で過ごす時間が長い状況が続いており、家庭教育を応援する取組の必要性は増しています。さらに、子どもがインターネット等に触れる機会が増加しており、それに伴い生活習慣が乱れる恐れがあります。

一方、家庭教育についての講演会などが開催しにくい状況にあり、保護者の学ぶ機会が減少しています。

3 令和3年度の主な取組

- (1) 就学前の子ども向け「生活習慣チェックシート」、小中学生向け「生活習慣・読書習慣チェックシート」の取組を継続し、乱れがちな子どもの生活習慣の確立に努めます。【子ども・福祉部、教育委員会】
- (2) ホームページ「みっぷる広場」等を充実し、保護者に家庭教育の学びの機会を提供します。【子ども・福祉部、教育委員会】

- (3) 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、「みえの親スマイルワーク」の活用について、市町職員にワークの手法を学んでもらい、感染症対策を講じながら保護者に対してワークを実施できるよう働きかけます。【子ども・福祉部・教育委員会】
- (4) 子どものインターネットやスマートフォンの適正利用に向け、学校等へ出向いて講座を開催するなど啓発を行います。【子ども・福祉部】

プロジェクト テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

1 令和2年度の取組概要

コロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くなり、家庭教育の必要性が高まっていることから、地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、感染症リスクの低いオンラインでの会議やフォーラムを開催するとともに、「みっぷる広場」や教育委員会などのホームページを活用しながら家庭教育応援のためのネットワークの構築を図りました。

(1) 関係者の情報共有の場の設定や人材の養成など

- ・「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」の開催
 - ・「基本的な生活習慣で子どもの未来が変わる～スマホの恐怖、読書の大切さ」と題した講演などにより、保護者、学校関係者、行政関係者間で子どもの基本的な生活習慣の確立の大切さについて情報共有を行いました。（会場 47名、オンライン 132 アカウント：令和3年2月6日実施）
 - ・「地域とともににある学校づくり推進協議会」の開催
 - 市町担当者を対象に、県内のコミュニティスクールおよび地域未来塾の実践事例について情報提供するとともに、意見交換を行いました（令和2年10月実施）。
 - ・「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」の実施
 - 教育と福祉が連携し、県民や地域との協働を進めるため、「新しい教育課程と地域連携～地域連携の有力なツールとしてのコミュニティスクール」と題した講演や、亀山市・尾鷲市・木曽岬町の実践事例の発表により、関係者間で情報共有を行いました。（視聴期間：令和3年1月22日～29日）【子ども・福祉部、教育委員会】
 - ・支えを必要とする家庭に寄り添う「家庭教育支援チーム」の文部科学省への登録・更新の働きかけ（登録済4団体）【子ども・福祉部】

2 課題

コロナ禍において、人と接する機会が減ったことで、家庭教育応援の必要性が高まっていることから、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、市町や地域の人材等との一層の連携が必要となっています。

また、感染症リスクの低いオンライン、ホームページ等を活用しながら、引き続き、家庭教育応援のためのネットワークの構築を図っていく必要があります。

3 令和3年度の主な取組

- (1) 市町担当者家庭教育応援連携推進会議をオンラインで開催し、コロナ禍における家庭教育応援の取組の先進事例を紹介するとともに、各市町の課題についてワークショップ等を通じて情報交換会を行い取組の横展開を図ります。
【子ども・福祉部】
- (2) ホームページを充実させ、家庭教育の分野で活躍する団体等と子育て家庭がつながることができるようになります。【子ども・福祉部、教育委員会】

プロジェクト テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

1 令和2年度の取組概要

コロナ禍において、リモートワークや時差出勤の拡大など働き方が大きく変わりました。企業が従業員の仕事と家庭の両立を支援することは、家庭教育を充実するために必要であり、企業に対して家庭教育を応援することへの理解と取組への参画を働きかけました。

(1) イクボスや男性の育児参画の推進

従業員の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」が県内各地に広がり、男性の育児参画や女性の活躍が当たり前の社会、そして子育て家庭を含むすべての家族に優しい三重県となるよう、平成28年4月に発足した「みえのイクボス同盟」の加盟企業の拡大や関係者が連携した取組を進めてきました。

令和2年度は、男性のさまざまな育児への関わり方等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」において、「新しい生活様式での子育ての工夫等」をテーマにしたフォトコンテスト（応募件数：1,350件）を、多くの企業の協力を得て実施するとともに、「とるだけ育休」など男性の育児参画における課題に対応するため、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを企業とともに試行しました。

これらの取組等の結果、令和2年度にNPO法人が実施したイクボス充実度アンケート調査において、都道府県部門で2連覇を達成するとともに、三重県における男性の育児休業取得率についても9.4%（令和2年度三重県内事業所労働条件等実態調査）となり、前年度同調査の7.6%から1.8ポイント増加するなど、一定の成果を上げています。【子ども・福祉部】

	平成 29 年 3月末	平成 30 年 3月末	平成 31 年 3月末	令和 2 年 3月末	令和 3 年 3月末
みえのイクボス同盟 加盟企業団体数	107	150	180	736	756

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
男性の育児休業 取得率【雇用経済部 三重県内事業所労働条件等実態調査】	3.9%	5.0%	4.4%	7.6%	9.4%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合計特殊出生率 【厚労省 人口動態統計】	全国 1.42 三重県 1.54	全国 1.36 三重県 1.47	全国 1.34 三重県 1.45

(2) ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革セミナーを2回開催（令和2年10月6日：71名参加、令和3年2月18日：64名参加）するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（57社登録、4社表彰）しました。【雇用経済部】

コロナ禍で子どもの体験の機会や家族以外で大人と触れ合う機会が減少していることをふまえ、みえ次世代育成応援ネットワーク（企業921社、子育て団体等663団体、合計1,584：令和3年3月末現在）において、子どもの育ちを応援しようとするネットワーク会員の活動を相互に支援する仕組みの構築に取り組みました。【子ども・福祉部】

2 課題

コロナ禍において、働き方が大きな影響を受ける中、子育て中の方が仕事と家庭の両立を実現し、家庭教育を充実するためには、引き続き、企業やNPOなどと連携しながら取組を進める必要があります。

3 令和3年度の主な取組

(1)「パートナーとともにを行う育児」を実現するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。【子ども・福祉部】

(2)働き方改革を地域全体へ広げるため、引き続きセミナーを開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施します。【雇用経済部】

- (3) みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業や団体、関係課と連携し、子どもの体験の機会やロールモデルに接する機会を創出するマッチングプロジェクトをはじめとした事業に取り組みます。【子ども・福祉部】
- (4) 現在実施している「生活習慣・読書習慣チェックシート」を、児童生徒の1人1台学習端末に提供するなど、子どもたちが主体的に生活習慣や学習習慣の確立に取り組める環境づくりを進めます。【教育委員会】

6 児童虐待防止の取組について

1 現 状

新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の経済状況の悪化や外出自粛など児童の生活環境が変化する中、本県の令和2年度の児童虐待相談対応件数は、過去最多の2,315件となるなど、児童虐待のリスクが高まっています。

今後、影響が長期化することに伴い、支援が必要な子どもたちの増加や問題の深刻化が懸念されるため、虐待が重篤化するリスクの高い児童への見守りや対応の強化などに取り組む必要があります。

2 取組状況

(1) AIを活用した児童虐待対応の強化

児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため、令和2年7月から県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。

システムの導入に伴い、AIが継承している過去の知見を踏まえたうえで、職員の経験に基づき対応することができ、判断の質が向上するとともに、写真やチャット機能を利用して児童相談所内での速やかな意思決定・情報共有が可能となり、業務の効率化にもつながり、処遇が難しいケースに、より丁寧に関わることができます。

今後、多くのデータの蓄積やAIを活用したケースワークの内容の検証、フィードバックを継続することで、AIシステムの精度の向上を図るとともに、より的確な判断ができる人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 外国人への支援

児童相談所が対応した、通訳が必要と思われる相談は、年々増加しており、特に外国人が集住している北勢地域での相談件数が増加しています。令和2年末における県内の外国人住民数は、5万4千人余りと、元年末に比べるとやや減少したものの、過去2番目に多い人数となりました。

このため、市町や民間の通訳派遣を依頼するとともに、多言語の専門性をもつ通訳専門会社に24時間対応できる電話通訳を委託するほか、機械通訳機の購入などにより対応を進めてきました。

しかし、外国につながる子どもの相談対応は、言葉の壁や生活習慣の違いから、家庭環境の把握が難しいため、児童相談所の対応をさらに強化する必要があります

(3) 市町への支援

市町における相談体制と専門性強化を目的に、市町の業務状況を記載する確認票に基づき支援を行いました。

また、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（9市町13回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町14回）を行いました。

さらに、子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町へ設置できるよう助言を行うため、子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業を実施（21市町25回）し、令和3年4月までに15市町に設置されました。

今後も市町における「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会を通じた新型コロナウイルス感染症の影響による児童の見守り強化に取り組む必要があります。

3 今後の取組

コロナ禍における児童虐待の増加もふまえ、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解促進と、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どもが守られるよう取組を強化します。

(1) AIを活用した児童虐待対応の強化

AIは、データが多いほど、より精度の高い回答を導き出せることから、児童相談所の日々の業務の中でシステムを活用し、データを蓄積して精度を高めるとともに、データを業務に活用するための知見やAIの使い方について研修を行い、より質の高い支援につなげていきます。

また、国においても、児童虐待対応における緊急性の判断にAIを活用した全国統一のツールの開発が予定されていることから、国の検討委員会への参加などを通じて三重県における成果を取り入れてもらうよう、働きかけを行っていきます。

さらに、市町の要保護児童対策地域協議会において、AIシステムで得られた再発事例の特徴や一時保護の効果などに関するデータ解析等を共有するなど、児童や家庭へのよりきめ細かな対応を支援するほか、関係機関とのスムーズな情報共有による子どもの安全確保や地域での見守りなどを進め、児童虐待の未然防止につなげていきます。

(2) 外国人支援員の配置

外国につながる子どもへの対応については、児童の様子の確認や一時保護解除後の家庭訪問でのやり取りなど電話通訳だけでは難しい場面もあり、また、市町や保育所・学校等、行政機関などでの見守りだけでは対応が困難な事例もあります。

このため、外国の生活習慣やコミュニティを理解し、外国人支援に実績のあるNPO法人に委託し、令和3年4月から鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置しました。今後は外国人支援員とともに一時保護した児童の環境調査や通訳立会い、家庭復帰後の定期的な訪問など、コミュニティに寄り添った支援を行うことで、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

（3）市町を含めた体制の強化

市町の「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向け、個別の相談会や研修会を実施するなど、地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。

また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。併せて、人員増に備えて北勢児童相談所の施設改修を行うなど、円滑に相談業務等を実施できるよう、職場環境の整備を行います。

さらに、児童相談所における新型コロナウイルス感染症対策として、保護者が陽性者となり、家庭での養育が困難となった児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げるとともに、児童相談所職員を派遣しての24時間対応を継続していきます。

加えて、北勢及び中勢児童相談所一時保護所における感染拡大防止のため、個室化改修を行うとともに、看護師等を配置し、医療機関との連絡調整や健康観察等の対応を図ります。

【所管事項説明】

7 令和4年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、および県産材をはじめとする木材利用の促進への対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方をもとに、令和4年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和4年度社会福祉施設等整備方針

・長寿介護課所管施設	27
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 介護医療院、養護老人ホーム		
・地域福祉課所管施設	32
救護施設、無料低額宿泊所		
・少子化対策課所管施設	33
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設		
・子育て支援課所管施設	37
児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、 児童家庭支援センター、母子生活支援施設、		
・障がい福祉課所管施設	40
障がい福祉サービス事業所等		

令和4年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第8期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設及び養護老人ホームを整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和4年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和4年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3,038	3,030	3,045	592	9,705	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和3年度整備計画数（A）	0	0	0	0	0	
令和3年度整備予定数（ショートステイの転換含む。） (B)	0	0	0	0	0	
令和4年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	0	0	0	0	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数（D）	20	192	40	60	312	
令和4年度整備可能数（C）+（D） (うち従来型施設整備可能数)	20 (0)	192 (50)	40 (10)	60 (10)	312 (70)	

施設種別	圏域	課題	令和4年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和4年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2, 584	1, 735	2, 064	358	6, 741	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和3年度整備計画数 (A)	0	0	0	0	0	
令和3年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0	
令和4年度への持越分 (C)=(A)-(B)	0	0	0	0	0	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (D)	90	0	130	20	240	
令和4年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	90 (40)	0 (0)	130 (60)	20 (10)	240 (110)	

施設種別	圏域	課題	令和4年度整備方針
介護医療院	圏域別	<p>1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和4年度整備可能数の範囲内とする（医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による定員の増加について、「3 その他」記載のとおり）。</p> <p>2 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和4年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	96	88	40	0	224	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和3年度整備計画数 (A)	0	0	20	0	20	
令和3年度整備予定数 (B)	0	0	20	0	20	
令和4年度への持越分 (C)=(A)-(B)	0	0	0	0	0	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (D)	0	0	50	0	50	
令和4年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	0 (0)	0 (0)	50 (50)	0 (0)	50 (50)	

施設種別	圏域	課題	令和4年度整備方針
養護老人ホーム	圏域別	<p>1 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p> <p>2 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人に対する日常生活上の便宜を提供するという役割を担うことから、整備を進める必要がある。</p>	<p>1 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。</p> <p>2 圏域ごとに令和4年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>* 創設・増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	390	370	380	150	1,290	
第9次高齢者福祉計画に基づく 令和3年度整備計画数 (A)	0	0	0	0	0	
令和3年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0	
令和4年度への持越し分 (C)=(A)-(B)	0	0	0	0	0	
第9次高齢者福祉計画に基づく 令和4年度整備計画数 (D)	0	10	0	0	10	
令和4年度整備可能数 (C)+(D)	0	10	0	0	10	

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

令和3年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

令和4年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 3か所・定員 計260名 <p>(令和3年4月1日現在)</p>	特になし	<p>入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。</p> <p>感染症防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。</p>
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 1か所・定員 計64名 <p>(令和3年4月1日現在)</p>		

令和4年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名【少子化対策課】

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・老朽化に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針												
児童館	全県	<table><tr><td>大型児童館</td><td>1館</td></tr><tr><td>小型児童館</td><td>28館</td></tr><tr><td>児童センター</td><td>13館</td></tr><tr><td>計</td><td>42館</td></tr><tr><td></td><td>(10市6町)</td></tr><tr><td></td><td>(令和3年5月1日現在)</td></tr></table>	大型児童館	1館	小型児童館	28館	児童センター	13館	計	42館		(10市6町)		(令和3年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none">1 感染症対策として、三密を避けるため、施設の拡張や既存部分の改修工事等が必要な児童館がある。2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	<p>市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4の順とする。</p> <p>緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。</p>
大型児童館	1館															
小型児童館	28館															
児童センター	13館															
計	42館															
	(10市6町)															
	(令和3年5月1日現在)															

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
				<ol style="list-style-type: none"> 1 既存の児童館における感染症対策のための改修工事等に係る整備事業 2 既存の児童館の大規模修繕等のうち、感染症対策を含むもの 3 児童館のない市町における新たな児童館の創設 4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備

令和4年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名【少子化対策課】

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 432か所 (令和2年5月1日現在)</p> <p>※令和3年5月1日現在の数値については、現在調査中です。</p>	<p>1 小学校の統廃合等により、現在利用中の設備が利用できなくなる場合がある。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。</p> <p>3 小学校児童についての保育需要があるにも関わらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>4 待機児童が生じている市町がある。</p>	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。国のある子ども・子育て支援整備交付金または子ども・子育て支援交付金による交付を受けることを条件とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。</p> <p>1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施しているが使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
				<p>4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備または学校の空き教室を活用するための整備</p> <p>6 1から5の理由以外での整備</p>
病児保育施設	全県	病児保育施設数 19か所 (令和3年5月1日現在)	<p>1 病児・病後児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定しておらず採算が合わないことがある。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。</p> <p>3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。</p>	<p>国のある子ども・子育て支援整備交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <p>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 病児保育施設未設置市町における整備</p> <p>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 1から4の理由以外での整備</p>

令和4年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- 母子生活支援施設については、老朽化や防災強化、DV被害者への対応等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12施設 民間 0施設 (令和3年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。 3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。	優先度の高いものから1, 2, 3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3施設 民間 0施設 (令和3年4月1日現在)		2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針												
				<p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>3 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<p>施設数 4施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乳児院</th> <th>児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和3年4月1日現在)</p>		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	3	計	1	3	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れができる委託先の確保が必要となってきている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	3														
計	1	3														
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 6施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公立</th> <th>0施設</th> </tr> <tr> <th>民間</th> <th>6施設</th> </tr> </thead> </table> <p>(令和3年4月1日現在)</p> <p>令和3年度までに全児童相談所管内に設置済</p>	公立	0施設	民間	6施設	<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p> <p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要性がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進めることとする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>								
公立	0施設															
民間	6施設															

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (令和3年4月1日現在)	1 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 2 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。 3 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>1 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。</p> <p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>2 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p> <p>3 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p>

令和4年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備の対象は、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスのうち共同生活援助の事業所とする。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染症対策や防災・防犯対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とし、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none">1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新規整備 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。<ol style="list-style-type: none">(1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備(2) 地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所(3) 短期入所を併設する事業所

施設種別	圏域	現状	課題	令和4年度整備方針
				<p>2 既存建物の大規模修繕等 建物の防災・防犯対策及び感染症対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p>
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。</p>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>1 新規整備 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（日中サービス支援型を除く） (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等 以下（1）、（2）、（3）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 新しい生活様式に対応した多床室の個室化改修等の感染症対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策 (3) 防犯カメラの設置等の防犯対策</p>

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和3年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和3年度										
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計	
日中活動系サービス													
生活介護	現状	事業所数	16	36	21	38	29	26	21	4	4	195	
		定員数	339	1,160	544	937	687	609	452	111	112	4,951	
		サービス見込量	人	443	840	535	697	556	668	470	129	137	4,475
就労移行支援	現状	サービス量実績	人	439	819	538	678	558	635	441	112	130	4,350
		事業所数	4	7	7	5	4	8	4	0	0	39	
		定員数	52	115	65	43	66	75	38	0	0	454	
短期入所	現状	サービス見込量	人	49	80	69	35	29	41	33	3	5	344
		サービス量実績	人	51	70	54	32	17	23	16	2	3	268
		事業所数	16	16	11	19	14	12	11	1	2	102	
児童発達支援	現状	定員数	69	69	47	66	48	41	89	4	6	439	
		サービス見込量	人	138	211	150	96	126	162	143	21	21	1,068
		サービス量実績	人	86	136	106	91	88	159	55	9	8	738
居住系サービス	現状	事業所数	15	27	18	30	19	16	12	1	1	139	
		定員数	175	340	270	315	235	220	127	10	24	1,716	
		サービス見込量	人	138	433	346	334	258	217	120	2	26	1,874
共同生活援助	現状	サービス量実績	人	98	345	302	306	262	217	88	1	23	1,642
		事業所数	17	19	16	33	18	13	11	4	3	134	
		定員数	224	434	168	385	237	219	237	43	53	2,000	
	サービス見込量	人	210	344	182	269	210	261	230	64	67	1,837	
		サービス量実績	人	196	318	186	248	190	248	209	62	64	1,721

注)

1 現状の事業所数・定員数は、令和3年1月1日現在

2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度～2023年度-」における令和3年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、令和2年10月分

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数・定員数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所は、福祉型と医療型を合わせた数

【所管事項説明】

8 令和2年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の効率的、効果的実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、指導監査を実施しています。

2 令和2年度指導監査および実地指導等の結果について

新型コロナウイルス感染症の影響により、現地における対面での監査が困難となる中、社会福祉施設等において適正な運用が図れるよう、新たな日常に対応した監査の指針である「新しい福祉監査のカタチ」を取りまとめ、ICTを活用したオンラインによる監査や動画配信による集団指導等、効率・効果的な手法を用いて指導監査および実地指導を実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和2年度指導監査等の実施状況

(令和3年3月31日現在)

区分	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	104	4(3.8)	4	25
社会福祉施設	983	597(60.7)	309	639
介護保険サービス事業所（予防含む）	3,275	79(2.4)	60	130
集団指導	3,275	2,807(85.7)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,811	97(5.4)	67	169
集団指導	1,811	1,518(83.8)	—	—
県福祉事務所	4	0(0.0)	0	0
児童相談所	6	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	29(100.0)	21	52
公益法人	5	1(20.0)	1	1

(注) 対象数は、令和2年度当初の数です。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、役員の選任等の法人運営に関するものが72.0%、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが28.0%となっています。社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが29.6%、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが70.4%となっています。

○社会福祉法人の指摘項目および件数

(令和3年3月31日現在)

法人運営	事業	管理	計
18(72.0%)	0(0.0%)	7(28.0%)	25(100.0%)

○社会福祉施設の指摘項目および件数

(令和3年3月31日現在)

適切な利用者支援	施設運営	計
189(29.6%)	450(70.4%)	639(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、介護職員の配置等の人員基準に関するものが2.3%、サービス提供などの運営基準等に関するものが94.6%、給付費に関するものが3.0%となっています。

○介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

(令和3年3月31日現在)

区分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	4	123	3	0	130
	予防	0	0	0	0	0
障害福祉サービス		3	160	6	0	169
合 計 (構成比%)		7 (2.3)	283 (94.6)	9 (3.0)	0 (0.0)	299 (100.0)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対して、過誤調整による自主返還等を指導しました。

○介護報酬等の返還状況

(令和3年3月31日現在)

返還の種別		事業所数	返還決定額(円)
介護保険サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	2	243,619
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
障害福祉サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	3	371,600
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	1	3,220,020
合計		6	3,835,239

(注)令和3年4月末までに確定した金額です。

3 令和3年度の指導監査および実地指導等の実施方針

監査や指導は、現地で対面しての実施を基本としていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間は実地での監査等は原則として行わないこととし、ICTを活用したオンライン監査や動画配信による集団指導、各種研修会等により、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

なお、悪質な事例のうち、特に虐待等生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して感染防止対策を十分に行いながら実地での指導監査を実施します。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、実施にあたっては、ICTの活用等、新たな方法を導入することにより、効果的かつ効率的な指導監査を行うこととします。

さらに、施設運営においては、職員による利用者への虐待防止のための取組を確認のうえ指導します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先的に実施するとともに、集団指導（動画配信）では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、実施指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保を支援します。

【所管事項説明】

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年2月17日～令和3年6月1日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年2月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置に関する審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和3年2月19日
3 委員	会長 中井 健治 委員 速水 正美 他1名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	養育里親11件、養子縁組里親8件、親族里親1件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和3年2月 書面開催
3 委員	会長 白石 葉子 委員 安部 悅子 他13名
4 諮問事項	1 「県有施設のためのユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン」について 2 ヘルプマークの普及・三重おもいやり駐車場利用証制度について 3 令和3年度当初予算(案)について
5 調査審議結果	上記事項について、書面により、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年3月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第56条に基づく児童福祉施設の入所費用の負担免除に関する審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和3年4月20日
3 委員	会 長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	5名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和3年4月23日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 小池 敦 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒の死亡事例の調査審議を行った。
6 備考	